

## 『美波町高等学校等通学定期購入費・宿舍使用料助成制度』の申請はお済みですか？

助成対象者	美波町に住所を有し、高等学校・特別支援学校高等部・高等専門学校・専修学校(高等課程に限る)・テクノスクール等に通学する者の保護者で美波町に住所を有する方 ※宿舍居住の通学者で宿舍に住民登録した者は、美波町に住所を有するものとみなします。
助成金の額	(1) 自宅居住の通学者は、発着する最寄りの駅、停留所から学校までの年間通学定期購入費の2分の1以内とします(年間通学定期購入費は6ヶ月通学定期の額に2を乗じた額を基本とします)。 (2) 宿舍居住の通学者は、徳島県立高等学校総合寄宿舎年間寮費から入寮費及び食事代を減じた額の2分の1以内とします。 (3) 年度途中から助成対象者となった者は、助成対象となった月から学年末までの月数に応じた額とします。 (4) 他制度により同様の支援を受けている場合は、上記の額から他制度による受給額(受給見込額を含む)を減じた額とします。
助成期間	義務教育修了に引き続く3年間を原則とします。
手続きの流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 美波町教育委員会へ美波町高等学校等通学定期購入費・宿舍使用料助成交付申請書に当該年度の在学証明書を添付して申請してください。</li> <li>2. 町で申請内容の確認をします。</li> <li>3. 助成決定後、美波町高等学校等通学定期購入費・宿舍使用料助成金交付決定通知書により申請者へ通知します。</li> <li>4. 美波町高等学校等通学定期購入費助成金請求書又は美波町高等学校等宿舍使用料助成金請求書に通学定期の購入又は宿舍使用料の納入を確認できる書面(定期のコピー等)を添付して教育委員会に提出してください。</li> <li>5. 助成金を交付します(助成対象者の指定口座に振込み)。</li> </ol>

※申請後、美波町高等学校等通学定期購入費・宿舍使用料助成金交付決定通知書が届いてもその後の請求の手続きをしないでいただかないと助成金を交付できません。すみやかに書類をご提出ください。

なお、申請用紙等の書類は、美波町教育委員会、美波町役場(本庁・由岐支所)に置いてあります。  
美波町ホームページからダウンロードすることもできます。

お問い合わせ先 **美波町教育委員会事務局** ☎77-3620

## 12月4日から10日までは人権週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めております。

美波町、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員連合会においては、今年度の人権週間行事のひとつとして、下記のとおり「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待などの人権問題、その他家庭や近隣関係のくらしの悩みこと等の御相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

人権相談所

- 日時：12月4日(火) 午前9時～正午まで  
場所：日和佐公民館
- 日時：12月4日(火) 午後1時～午後3時まで  
場所：由岐公民館

お気軽に  
御相談ください。



※お問い合わせは、最寄りの法務局、日和佐隣保館(☎77-1199)まで。